

高等教育の修学支援新制度について

(給付奨学金 + 入学金・授業料等減免 (多子世帯支援))

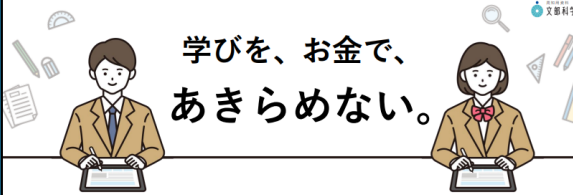
【補足説明資料】

(2026年度二次採用申込)

(2027年度進学予定者 (予約採用申込))

(2027年度一次採用申込)

京都精華大学
KYOTO SEIKA UNIVERSITY



学びを、お金で、
あきらめない。

大学や専門学校などの学びは、高校までよりもお金がかかります。

年間最大約 **160万円**の「返さなくていい奨学金」等の支援が受けられます！

世帯年収や進学先に応じた金額など詳しいことは
「JASSO」や「修学支援」で検索をQ
自分が支援の対象になることを知らない中高生がたくさんいます
身近な方やSNSでの拡散に御協力をお願いします。



(文科省WEBサイトより)

0 どのような制度？



「高等教育の修学支援新制度」は修学意欲がありながらも経済的な理由により進学が困難な学生の経済的軽減を目的とした国による支援制度として2020年4月から始まり、2024年4月からは中間層世帯への支援拡充（第Ⅳ区分新設）、2025年4月からは多子世帯への支援が拡充されました。

① 給付奨学金（毎月、学生本人名義の銀行口座に振込みされる、返還不要の奨学金）

② 授業料・入学金の減免

家計収入の基準ごとに定められた「支援区分」（第Ⅰ～Ⅳ区分）によって給付奨学金の月額や授業料の減免額が決定し、①と②の支援を同時に受けることができます。「多子世帯」に該当する場合は家計基準に関係なく、②の支援が上限額で受けることができます。（給付奨学金の月額や授業料減免額については次頁をご参照ください。）

（学業基準と資産基準）

学業基準	資産基準			
	多子世帯以外		多子世帯	
	給付奨学金	授業料等減免	給付奨学金	授業料等減免
一定以上の学力があること、あるいは学修計画書にて学修意欲があることが確認できること。	5,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円未満	3億円未満

※「支援区分」は毎年10月に最新の住民税情報に基づいて再判定されます。（「適格認定（家計）」といいます）



1 「授業料・入学金減免額」と「給付奨学金額」

単位：円

年収目安 [減免・給付額]		授業料等減免		給付型奨学金			授業料減免 (入学金除く) + 給付型奨学金 (年額)	
		授業料減免 (年額)	入学金減免 (入学時一回のみ)	給付額		自宅	自宅外	
				自宅	自宅外			
約270万円 以下	第Ⅰ区分	700,000	200,000	月額 (年額)	38,300 (459,600)	75,800 (909,600)	1,159,600	1,609,600
	第Ⅰ区分 (多子世帯)							
約300万円 以下	第Ⅱ区分	466,700	133,400	月額 (年額)	25,600 (307,200)	50,600 (607,200)	773,900	1,073,900
	第Ⅱ区分 (多子世帯)	700,000	200,000				1,007,200	1,307,200
約380万円 以下	第Ⅲ区分	233,400	66,700	月額 (年額)	12,800 (153,600)	25,300 (303,600)	387,000	537,000
	第Ⅲ区分 (多子世帯)	700,000	200,000				853,600	1,003,600
約600万円 以下	第Ⅳ区分 (多子世帯)	700,000	200,000	月額 (年額)	9,600 (115,200)	19,000 (228,000)	815,200	928,000
	第Ⅳ区分 (理工農系)	233,400	66,700				給付奨学金対象外	
約600万円 超	多子世帯	700,000	200,000	給付奨学金対象外			700,000	

※年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる

※多子世帯：生計維持者が扶養する子どもの数が3人以上の世帯

※理工農系支援：デザイン学部プロダクトデザイン学科もしくは建築学科在籍者が対象

【ご注意】

- 支援区分に該当し且つ多子世帯の方は「給付奨学金」と「授業料減免」の支援が受けられます。
- 家計基準により各支援区分に該当しない多子世帯の方は「授業料減免」のみ支援が受けられます。
- 入学金減免は入学時の一次採用で申込みもしくは高校時の予約採用で申込みをされた場合のみ支援が受けられます。



2 -1 支援区分決定

「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金および授業料等減免）」（以降、給付奨学金とします）の支援区分は家計収入（生計維持者（原則、父・母）と奨学生本人の収入（所得））によって決定されます。

また、給付奨学金に採用時に決定された支援区分は毎年10月に再判定がされます。（毎年10月の再判定を適格認定（家計）と言います。）

支援区分の審査決定は、給付奨学金を申込みされた時に登録をしたマイナンバーを通じて、日本学生支援機構が各自治体から最新の住民税情報を得て、それを基にして支援区分を決定します。

新規採用時	決定される支援区分対象期間	判定基準となる住民税情報
2026年度予約採用候補者 （2025年度に高校等で申込者）	2026年4月～2026年9月	2025年度住民税情報 （2024年1月～12月の収入・2024年12月31日時点の扶養状況）
2026年度一次採用決定者		
★ 2026年度二次採用決定者	2026年10月～2027年9月	2026年度住民税情報 （2025年1月～12月の収入・2025年12月31日時点の扶養状況）
2027年度予約採用候補者 （2026年度に高校等で申込者）	2026年10月～2027年9月	2026年度住民税情報 （2025年1月～12月の収入・2025年12月31日時点の扶養状況）
2027年度一次採用決定者		

適格認定（家計）	決定される支援区分対象期間	判定基準となる住民税情報
2026年度適格認定（家計）	2026年10月～2027年9月	2026年度住民税情報 （2025年1月～12月の収入・2025年12月31日時点の扶養状況）
2027年度適格認定（家計）	2027年10月～2028年9月	2027年度住民税情報 （2026年1月～12月の収入・2026年12月31日時点の扶養状況）
2028年度適格認定（家計）	2028年10月～2029年9月	2028年度住民税情報 （2027年1月～12月の収入・2027年12月31日時点の扶養状況）



2 -2 多子世帯支援（生計維持者が扶養する子ども人数が3人以上の世帯）

「多子世帯支援」を受けるためには、給付奨学金の申込みをして、「多子世帯」区分に判定される必要があります。

●多子世帯●（①～③全てに該当する必要があります。）

- ①対象年度の住民税情報において、生計維持者（原則、父母）が扶養している子どもの数が3人以上
- ②対象年度の住民税情報において、奨学生本人が生計維持者に扶養されている
- ③奨学金の申込時や在籍報告時に申告する、生計維持者が扶養する子どもの数を奨学生本人を含めて3人以上としている

※マイナポータルや課税証明書等で住民税情報を確認し、扶養状況等の申告間違いがないか事前に確認することをおすすめします。
扶養状況等に修正が必要な場合はお住まいの市役所（区役所）の住民税係へお問い合わせください。

（2026年度住民税（地方税）（2025年所得税（国税））の扶養要件） ※2026年度二次採用申込時

区分		所得要件（給与所得のみの場合）
16歳未満の扶養親族 （2010年1月2日以降生）	年少扶養親族	2025年1月～12月の給与収入が123万円以下 （給与所得58万円以下） 「収入」と「所得」は違います！ 年末調整や確定申告時にはご注意ください！
16歳以上の扶養親族 （2010年1月1日以前生まれ）		
16歳～18歳 （2007年1月2日～2010年1月1日生まれ）	控除対象扶養親族	
★ 19歳～22歳 （2003年1月2日～2007年1月1日生まれ）	控除対象扶養親族 （特定扶養親族）	
23歳～ （2003年1月1日以前生まれ）	控除対象扶養親族	

★制度が改正されました。次頁ご参照ください

2 -3 アルバイト収入要件（扶養要件）の変更（緩和）について



- 19歳以上23歳未満（2023年1月2日～2007年1月1日生まれ）で給与収入123万円（合計所得58万円）を超える方 ●

給与収入123万円を超えてしまい、生計維持者の方の特定扶養親族から外れた場合でも、**給与収入が123万円超160万円以下であり生計維持者の方が「特定親族特別控除」を受けている場合、「子ども」の数にカウントされます。**

● PONT1 ● 奨学生本人以外の子どもの所得確認

日本学生支援機構では、生計維持者の方が特定親族特別控除を受けているか受けていないかについては住民税情報にて判断ができますが、奨学生本人以外の子どもについては所得情報が入手できないため、**奨学生本人以外の子どもの所得の確認をするために所得証明書類の提出を求められる場合があります。**

（対象の方には大学を通じてお知らせします）

● POINT2 ● 奨学生本人の兄弟姉妹が18歳早生まれ

奨学生本人の兄弟姉妹が18歳早生まれ（2007年1月2日～2007年4月1日生まれ）の場合、同学年の学生の生計維持者の方が特定親族特別控除を受けていても、早生まれの子をもつ生計維持者の方は子の生年月日が要件から外れてしまい、特定親族特別控除が受けられません。

この場合、別途申出により「子ども」としてカウントされる場合がありますので、必ず大学へお申し出ください。

「特定扶養親族」と「特定親族」は違うんだ！
支援区分の判定は住民税情報が基準とな
って判定されるから、税制改正にも注目してお
かないといけないんだね！

※2027年10月の再判定の基準となる
2026年12月31日時点の扶養要件につい
ても改正があるみたいだよ。



「多子世帯の大学等授業料等無償化」の要件とアルバイト収入の関係

別紙2

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代（19歳以上23歳未満）の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとしました。

※以下は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
19歳以上23歳未満	160万円以下
19歳未満	123万円以下

具体例

アルバイト収入の額
0円

 大学生（令和7年12月31日時点で20歳）	160万円 160万円以下であれば、扶養する子供にカウント※ 対象外 ★低所得者世帯として、給付型奨学金の支援を受ける方については、年収が160万円以下であっても、当該年収の額に応じて支援額が減少する場合があります。
 高校生（令和7年12月31日時点で16歳）	123万円 123万円以下であれば、扶養する子供にカウント 対象外
 高校生（令和7年12月31日時点で15歳）	

※上記の年収は給与収入の額であり、フードデリバリー配達員など個人事業主の事業所得の場合は、95万円以下となります。

（参考）文科省資料抜粋



2 -4 「新たに生まれた子等」の加算について

支援区分（多子世帯）については対象年度の住民税情報を基にして決定されますが、住民税情報の確定後に新たに生まれた子等がいる場合や、生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子であって、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合、所定の手続きをすることにより、多子世帯の判定に使う「子ども」の数に加算することができます。

●「新たに生まれた子等」の条件●

「新たに生まれた子等」として申告できる対象者は、いずれも基準日の翌日以降の対象期間に、以下①～④に該当するものに限られます。

- ①出生した生計維持者の実子
- ②委託された生計維持者の里子
- ③生計維持者と特別養子縁組をした子
- ④生計維持者と生計を一にしていると認められる者（※）

※生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子であって、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合

申込回	基準日	対象期間	手続き
2026年度一次採用申込者	2024年12月31日	2025年1月1日～2026年3月31日	手続きを希望される方は、事前に学生支援チームへご相談ください。
2026年度適格認定（家計）	2025年12月31日	2026年1月1日～2026年8月31日	
★ 2026年度二次採用申込者	2025年12月31日	2026年1月1日～2026年8月31日	
2027年度予約採用候補者（※）	2025年12月31日	2026年1月1日～2026年3月31日	
2027年度一次採用申込者（※）	2025年12月31日	2026年1月1日～2026年3月31日	

（※）2027年度予約採用候補者および一次採用申込者については、2026年度の状況を踏まえての想定としています。JASSOから正式に発表がありましたらお知らせします。

3 その他留意事項



● 第一種貸与奨学金と併用する場合 ●

修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）は貸与奨学金との併用が可能です。

しかし、無利子の第一種貸与奨学金との併用の場合、給付奨学金の支援区分によっては第一種貸与奨学金の月額が調整されて停止（0円）となったり、減額される場合があります。（「併給調整」と言います。）お申込みの際には、何の奨学金を申し込むかを十分に検討するようにしましょう。

なお、有利子の第二種貸与奨学金との併用の場合、併給調整はありません。

● 多子世帯支援は従来からの給付奨学金制度です ●

多子世帯支援も従来からある給付奨学金制度の区分の1つです。

貸与奨学金と同様に毎年度末に適格認定（学業）が実施され、次年度も支援が受けられるかどうかの判定がされます。

● 人文学部入学試験成績優秀特待生・芸術学部入学試験成績優秀特待生・SEIKA AWARD奨学生の方へ ●

入学金や授業料が全額免除されている方は、修学支援新制度の入学金・授業料減免の対象とはなりませんが、

支援区分によっては「給付奨学金」（毎月受けられる奨学金）の支援を受けることができます。

給付奨学金の「予約採用候補者」となっている方や、「給付奨学金を受けたい方」はお申込み忘れのないようご注意ください。



別紙

「高等教育の修学支援新制度」の要件とアルバイト収入の関係を教えて！

「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【ふぶ】

①住民税が課税される水準と②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準の2つに気を付けて！

令和6年と令和7年のアルバイト収入との関係は以下の通り

「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まねこ先生】

①住民税が課税される水準

= **これを超えると住民税が課税され支援区分が第Ⅱ区分以下となり、支援額が減少します!!**

●令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年度(2025年度)分の住民税が非課税となる年収	令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 100万円 以下 (事業所得の場合、45万円以下)
-----------------------------	--

●令和8年(2026年)10月～令和9年(2027年)9月の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和8年度(2026年度)分の住民税が非課税となる年収	令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 110万円 以下 (事業所得の場合、45万円以下)
-----------------------------	--

②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準

= **これを超えると本制度上の多子世帯に該当しなくなり、多子世帯支援が受けられなくなります!!**

●令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

「扶養する子供」にカウントされる年収	令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 103万円 以下 (合計所得金額48万円以下)
--------------------	--

●令和8年(2026年)10月～令和9年(2027年)9月の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年(2025年)12月31日時点の年齢(※)	「扶養する子供」にカウントされる年収
19歳未満	令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 123万円 以下 (合計所得金額58万円以下)
19歳以上23歳未満	令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 160万円 以下 (生計維持者において、特定親族特別控除の申告をしてください。) (合計所得金額95万円以下)
23歳以上	令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 123万円 以下 (合計所得金額58万円以下)

※生年月日が2007年1月～2007年4月1日の人は、19歳以上23歳未満とみなします。



「高等教育の修学支援新制度」と令和8年のアルバイト収入の関係を教えて！



「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まねびーニャ】

①住民税が課税される水準と②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準の2つに気を付けて！

令和8年のアルバイト収入との関係は以下の通り



独立行政法人
日本学生支援機構
JSSO Japan Student Services Organization



「高等教育の修学支援新制度」公
公式キャラクター 【まねこ先生】

①住民税が課税される水準

= これを超えると住民税が課税され支援区分が第Ⅱ区分以下となり、支援額が減少します!!

●令和9年(2027年)10月以降の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和9年度(2027年度)分の住民税が非課税となる年収

令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が119万円以下
(事業所得の場合、45万円以下)

②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準

= これを超えると本制度上の多子世帯に該当しなくなり、多子世帯支援が受けられなくなります!!

●令和9年(2027年)10月以降の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和8年(2026年)12月31日時点の年齢(※)	「扶養する子供」にカウントされる年収
19歳未満	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が136万円以下 (合計所得金額62万円以下)
19歳以上23歳未満	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が169万円以下 (生計維持者において、特定親族特別控除の申告をしてください。) (合計所得金額95万円以下)
23歳以上	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が136万円以下 (合計所得金額62万円以下)

※生年月日が2008年1月～2008年4月1日の人は、19歳以上23歳未満とみなします。



独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(「特定親族特別控除」の創設に係る早生まれ学生の算定基準の見直し)

別紙1

背景

- 高等教育の修学支援新制度における収入の判定は、年収に所得控除等を反映した課税標準額により判定。
- 令和7年度税制改正において、所得控除に「特定親族特別控除」が創設されたことにより、扶養者の所得控除の要件となる子の年収基準が、
19～22歳の場合：123万円 → 160万円(※)に引き上げられた。(控除額45万円)
(18歳以下の場合：123万円)
(※) 年収160万円を超え188万円以下の者については、逡減する額の控除が適用。
- 判定は12月31日時点で行われるため、
4月から12月までの生まれ(遅生まれ)の学生と1月から3月までの生まれ(早生まれ)の学生では、同じ学年にもかかわらず、年齢が18歳と19歳に分かれる状況が生じ、その場合、
早生まれの学生については、特定親族特別控除が適用されず、年収123万円を超えた場合、遅生まれの学生と比べて、収入の判定において不利になる場合が生じる。

改正内容

収入の判定において、早生まれの学生が遅生まれの学生と比べて不利にならないよう、早生まれの学生の年収基準を遅生まれと同額まで引き上げ、課税標準額を算定する際の所得控除額を計算

施行日

令和8年10月1日(令和8年度後期分の判定から適用)



文部科学大臣決定の改正 (「特定親族特別控除」の創設に係る早生まれ学生の子等の数え方の見直し)

別紙2

背景

- 高等教育の修学支援新制度における多子世帯の子等の数は、生計維持者の子供の数により判定。
- 令和7年度税制改正において、所得控除に「特定親族特別控除」が創設されたことにより、生計維持者の子供の要件となる子の年収基準が、
19～22歳の場合：123万円 → 160万円(※)に引き上げられた。
(18歳以下の場合：123万円)
- 判定は12月31日時点で行われるため、
4月から12月までの生まれ(遅生まれ)の学生と1月から3月までの生まれ(早生まれ)の学生では、
同じ学年にもかかわらず、年齢が18歳と19歳に分かれる状況が生じ、その場合、
早生まれの学生については、年収123万円を超えた場合、子供の数に含まれないため、
遅生まれの学生と比べて、多子世帯の子供のカウントの判定において不利になる場合が生じる。

改正内容

子供の数の判定において、早生まれの学生が遅生まれの学生と比べて不利になることがないよう、
早生まれの学生の年収基準を遅生まれと同額まで引き上げる

適用日

令和8年10月1日(令和8年度後期分の判定から適用)